

愛知県

教育委員会教育長様

2019年1月25日

学校における、職員の「体罰」暴力行為をなくすことを求めるための請願

住所 [REDACTED]

請願人 [REDACTED]

宮崎邦彦 [REDACTED]

1 請願の経過と趣旨

- 1 体罰とは、岩波国語辞典には、「体に苦痛を与える罰」とある。また、体罰の定義を添付する。定義の中で、有形力の行使（資料1）等というようなことが述べられているが、罰というからには、少なくとも、罰を受けるものは、その受けるべき違反行為等を確認されて、罰を受けるということになる。
現状は、注意説得したうえでの「罰」というより、恐怖を与えているとしか言いようがないものが多いといえる。
- 2 脅迫・暴行は、刑法各論（平川宗信著）163頁（資料2）暴行は、強要の手段として適当なものであればよい。それゆえ、人に向けられたものであればたり、人の身体に加えられる必要はないと解されている。いろいろな形で横行しているといえる。
- 3 愛知県立校岡崎工業「体罰にかかる報告書」（資料3）被害生徒は当該教諭に・・・注意する機会も多かあったということもあり、つい手元にあった（黒塗り）ということで生徒に非があったから、「体罰」という記載がある。生徒に対して、生徒の行為等のどこに問題があったのか等を確認することもなく、教諭の「体罰」が起きたようである。
これは、明らかに暴行に当たるということになる。問答無用の対応は、指導ということではなく、明らかに暴行である。
- 4 名古屋市立天白養護学校の「不適切な指導でないかとして問題とされ調査した事件（報告）（資料4）についてこの事件は、結果的に、教育委員会は、暴行ということを処分理由で述べている。報道等もされているので、その他の資料は添付しない。生徒を蹴ったり・・・との連絡が・・・（資料3）とあったのに、不適切な指導・・・ということの報告書である。
- 5 それぞれの学校の報告書を見ると、「体罰」を指導の行き過ぎというとらえ方に問題があり、実態は、一方的暴行ととらえなければならない問題であるのに、生徒に非があったからという記載には、報告者のとらえ方に、問題があるといわざるを得ない。報告者が、教諭の行為を正確に判断できていないということである。そうすれば、管理職としての指導も不十分になるといえる。
- 6 現在もそうであるが、非がある場合、それなりのさばきを受けてから、

31.1.25

請願第25号

罰を受けることになる。現在の学校は、突然暴行を受けるということになっているといわざるを得ない。いまだに容認されると指摘されても反論しにくい状態である。

- 7 「体罰」事例について、教諭が、一方的、突然ともいえるような暴行は、「暴行」であることを、学校関係者には認識してもらうことが必要である。
- 8 これまでの暴行が、指導とはいがたい。暴行であったことを自覚してもらいうことが、「体罰」暴行行為をなくすことになるといえる。
- 9 「体罰」ということで報道されて知られている、豊橋の小学校の教諭も、名古屋市の天白養護の教諭も、起訴、停職処分等を受け、教壇に立てなくなりました。資料等は添付しないが、もっと深刻に受け止めてもらわなければならぬことであるといえる。

請願事項

- 1 職員に「体罰」の意味、規定を知らせる事。
- 2 職員に、教諭の一方的行為は暴力行為であることを、知らせる事。
- 3 管理職は、職員の暴行行為を、「体罰」という誤った判断をして、報告書等に記載しないこと。
- 4 管理職は、職員の暴行行為が発生した場合、その背景原因を、聴取するときは、暴行行為の問題が発生した「もと」は、職員にあるという視点で聴取すること。
- 5 職員の暴行行為が発生した場合、報告書に記載するときは、被害者に問題があつたかのような記載等をしないこと。
- 6 報告書の記載内容を、問題は職員にあり、被害者に問題があるような記載等の文書を、改めた文書に直すこと。

添付資料

資料1 体罰の定義 yahoo!ニュース

資料2 脅迫・暴行 刑法各論 有斐閣 平川宗信

資料3 体罰にかかる報告書（岡崎工業高校）

資料4 不適切な指導ではないかと問題とされ調査した事件（報告）

